#### 山梨地方最低賃金審議会

# 令和 2 年度 第 5 回山梨県最低賃金専門部会 議事録(一部議事要旨)

1 日 時:令和2年8月12日(水)午前9時00分~午前10時45分

2 場 所: K K R 甲府ニュー芙蓉

3 出席者:公益代表 伊藤委員、反田委員、鷹野委員

労働者代表 大森委員、佐々木委員、白倉委員

使用者代表 一之瀬委員、長谷川委員

事 務 局 田村労働基準部長、太田良賃金室長、小林賃金指導官

#### 4 議事

(1)山梨県最低賃金改正決定審議

(2)その他

5 審議会内容

#### (指導官)

ただ今から、第5回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、使用者側川島委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、反田部会長、以後の議事進行をお願いいたします。

# 【 (1)山梨県最低賃金改正決定審議 】

#### (反田部会長)

皆様おはようございます。

大変暑い中、お疲れ様です。

それでは第5回専門部会の金額の審議に入りたいと思いますが、まず、事務 局から、本日の審議会場及び資料について説明をお願いします。

#### (賃金室長)

まず、会場につきまして、説明いたします。

本日は、専門部会がニュー芙蓉での開催となりましたので、ここ「アメジス

ト」のほか、労側、使側の委員の皆様の控室とするため、同じ1階にあります 「スバル」と、2階にあります「おもと」の2部屋を確保しております。

この2つの部屋も手狭になっておりますので、労働局におきまして金額審議を行っていただいた時と同様に、労側、使側の委員の皆様には、一旦控室で待機いただき、各側個別に公益委員の皆様による意見聴取を行う際には、ここ「アメジスト」に足をお運びいただきたいと思います。

御不便をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。

なお、1階の「スバル」を使側の委員の皆様、2階の「おもと」を労側の委員の皆様の控室とさせていただき、後ほど、移動いただく際には、事務局が御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして資料の説明をいたします。

お手元に配布しております審議資料の1ページを御覧ください。

これは、連休前の、8月7日時点の、各県におきます、これまでの答申状況 をランク別に分けて取りまとめた一覧表になります。

Bランクのところを御覧いただきますと、山梨以外の10県の内、2県が2円の引き上げ、5県が1円の引き上げ、2県が0円据え置き、1県は未決定という状況になってございます。

他のランクの都道府県の状況につきましては、後ほど御確認ください。

次に、資料の3ページを御覧ください。

山梨県労働組合総連合からは、本年6月30日付けで、「山梨県の最低賃金を1000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める」旨の要請書をいただいておりましたが、昨日、改めまして、「凍結ではなく、最低賃金の引き上げを求める」旨の要請がございましたので、要請書を資料として配布させていただきました。御承知おきください。

以上でございます。

#### (反田部会長)

それでは金額審議に入ります。

本日で結審の予定となっておりますので、各側ともよろしくお願いします。 具体的な金額につきましては、まだ、労使で隔たりがあり、御検討をお願い したところであります。

その後の検討結果につきまして従来の例に従いまして、公益委員による各側 個別の意見聴取に入ります。

大変恐縮ですが、各側の委員には、一旦それぞれの控室で待機をお願いします。

しばらくお時間をいただきまして、その後、各側から御意見をお伺いします。

それではよろしくお願いします。 いったん審議を中断いたします。

# (以下、金額審議を実施。)

概要は、以下のとおり。

- 1 公益委員による事前打合せ
- 2 労働者側と折衝
- (1) 労働者側の主張 1

影響率等を見ると3円までは影響が変わらないので、プラス3円でお願いしたい。

(2) 公益委員見解

他の県の状況を見ると、1円でもなかなか全会一致にはなっていないので、全会一致であれば、1円でお願いしたい。

(3) 労働者側の主張2

こちらから、1円の全会一致という働きかけをするつもりはない。

格差を縮めていくという観点からすると、Bランクの中でも低く、また、東京、神奈川と接している山梨としては、静岡、長野を見るのではなく、関東を見たい。千葉と埼玉は2円となっている。

3円まで影響率は変わらないが、Bランクの中で、3円で突出するのが 厳しいのであれば、2円までは歩み寄る用意はしている。

(4) 公益委員見解

837円からプラス3円して840円になっても、実際の募集は現在も840円が多いと思われるので、影響は変わらないという考えは理解できるし、格差を縮めたいという考えも理解できる。

ただ、プラス3円は他県と比較してかなり大きいし、今年はコロナ禍の 状況にある。さらに来年もどうなるか見通せない。

公益としては、プラス1円で双方に理解いただきたいと考えている。

- 3 使用者側と折衝
- (1) 公益委員見解 1

公益としては有額の回答をお願いしたい。

他県の状況を見ると、0円もあるが、プラス2円やプラス1円が多い。 ここまで時間がかかっているので、公益としては是非全会一致でまとめ たい。

それにはプラス1円で双方に賛同していただきたい。

(2) 使用者側の主張 1

プラス1円が経営者や労働者に伝えるメッセージは何なのか確認したい。

#### (3) 公益委員見解 2

ここ数年の賃金引上げの流れの中で、このようなコロナ禍でも、0円で はなく、経営者も努力する姿勢を示したというメッセージは十分発せられ ると考える。

#### (4) 使用者側の主張2

現状必要なのは事業継続による雇用の維持である。

事業継続するためには、「経営をあきらめないこと」が必要。

コロナ禍で不安があり、また、既に9割の会社が業績悪化の影響を受けている。

倒産件数も増えており、特に1,000万円未満の中小企業の倒産が増 えている。

中小企業の経営者の事業継続の意欲を削ぐようなことはしたくない。

事業継続、雇用維持をしてもらうために、公労使が全会一致で 0 円、据 え置きとする方が、より強いメッセージを出すことになる。

# (5) 公益委員の見解3

プラス1円であれば、事業継続の意欲を削ぐことにはならないのではないか。

県内の労働者の生活水準を底上げするため、少しずつでも賃金を上げて いくことは重要である。

関東の状況を見ると、地域間格差を縮めるためにプラス2円としている 県もある中で、山梨は0円でよいのか。

労側もプラス2円まで下りてきている。

ここまで時間をかけてきたら、是非全会一致にしたい。

- 4 公益委員の提案により、公益委員が退席し、労使のみによる協議を実施 労使の協議で合意には至らなかった。
- 5 使用者側と折衝
- (1) 使用者側から公益委員に対して、労働者側との協議結果を説明。
- (2) 公益委員から改めて、全会一致でのプラス1円を提案し、使用者側が最終的に了承した。
- 6 労働者側と折衝

全会一致でのプラス1円に使用者側が合意したことを説明。 プラス1円で採決することに労働者側も合意した。

# 【金額審議を終了し、全体の会議を再開】

# (反田部会長)

それでは専門部会を再開します。

これまで、労使双方に個別にお伺いしまして、各側の見解及び意見をもとに、 数次にわたって個別折衝を重ねた結果、ここに公益案を取りまとめるに至りま した。

本年度の非常に厳しい状況の中で、労使双方には、それぞれ譲歩いただき、 ありがとうございました。

それでは公益案を提示いたします。配布をお願いします。

#### (反田部会長)

では、公益案を提示いたします。

令和2年度山梨県最低賃金改正審議公益委員案

令和 2 年 8 月 1 2 日

労働者代表委員、使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案をとりまとめるに至りましたので、ここで提示します。

記

1時間 838円 (引上げ額 1円、引上げ率 0.12%)

#### (反田部会長)

それではこの公益案について採決を行います。

慣例により、反対から伺います。

この公益案に反対の委員は、挙手を願います。

いらっしゃらないですね。

では、公益案に賛成の委員は、挙手を願います。

はい、ありがとうございました。

全員賛成いただきました。

保留の委員はいらっしゃらないですね。

以上のとおり全会一致をもちまして公益案どおりと可決させていただきました。ありがとうございました。

# (反田部会長)

それでは、ただいま決定いたしました公益案を、部会報告として本審に報告 したいと思いますがよろしいでしょうか。

#### (各側委員)

(異議なし。)

### (反田部会長)

ありがとうございました。

それでは、この専門部会としての結論につきましては、この後、11時30 分から行われる本審で、その決議経過について報告することになります。

その後、本審で決議を行い、労働局長へ答申を行います。

この報告案につきまして、事務局から配布いただき、文案の朗読をお願いします。

#### (賃金室長)

報告案につきまして、朗読させていただきます。

令和2年8月12日、

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿、

山梨地方最低賃金審議会山梨県最低賃金専門部会部会長反田一富

山梨県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月2日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員、伊藤一帆、反田一富、鷹野正則

労働者代表委員、大森竜、佐々木琢郎、白倉範人

使用者代表委員、一之瀬滋輝、川島英一、長谷川正一郎

敬称は省略させていただきました。

次のページを御覧ください。別紙になります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域、山梨県の区域
- 2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間838円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及 び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

さらに次のページを御覧ください。山梨県最低賃金の改正決定審議経過の概要でございますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

#### (反田部会長)

それでは、この報告文案で本審に報告したいと思いますが、何か御意見はございますか。

### (各側委員)

異議なし。

# (反田部会長)

ありがとうございます。

それでは、御了承いただいたということで、これを本審に報告いたします。

# 【(2)その他】

#### (反田部会長)

それでは、次の議事のその他に入りますが、何かございますか。

# (反田部会長)

事務局から何かありますか。

# (賃金室長)

この後、午前11時30分から、この会場で第3回の本審が開催されますので、引き続きよろしくお願いいたします。

今回は、本審に山日新聞の記者と日経新聞の記者と組合の関係の方3名の、合計5名の方の傍聴がございまして、後ろに席も用意させていただいておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

#### (反田部会長)

それでは、以上で、第5回目の専門部会を終了したいと思います。

また、当専門部会における全ての審議を終了いたします。

本日の議事録の署名ですが、白倉委員と一之瀬委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

長時間にわたる審議、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

# 署 名 欄

公益委員		
労働者委員		
<u> </u>		
使用者委員		